



月2回1日、15日発行 1部45円
(郵送料別) [組合員の購読料は組合費に含む]

発行人 金子 彰
編集人 倉持光好

1991年12月18日第三種郵便物認可

日教組 埼玉教組 ニュース

JTU

発行所 埼玉教職員組合 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-13-10 ヤギシタビル4F TEL 048(823)4061 FAX 048(823)4062

(URL)http://www16.ocn.ne.jp/~stu/

(E-mail)stuurawa@peach.ocn.ne.jp



教職員平均5万7千円(46.4歳)年内支給! 修学旅行・部活等(日額特殊勤務手当)も10月に遡って約2倍増額!



第3回地公労交渉

義務教育等教員特別手当0.8%減額 (平均月額2,666円減 09年1月から)

義務教育等教員特別手当は、平均月額2,666円減(09年1月から)の減額となりました。これは、全国的な流れの中で、0.8%減額されることになりました。

当局側は私たちが導入に対して反対してきた新職(主幹教諭)導入を提案しました。私たちは繰り返し、問題点を

指摘し、撤回を要求してきました。それに対し、教育局は、「上意下達は望ましくなく、任務は調整、整理等とする、管理規則には『指示』をいれない。主幹教諭は管理職ではない」等々、様々な点で譲歩しながら、来年度からの制度導入を強行しました。埼玉教組は最後まで導入に反対しましたが、今後、配置等について、継続して交渉していきます。また、義務教育等教員特別手当も全国的な流れの中で、0.8%減額されることになりました。

反対にもかかわらず主幹教諭給料表導入!!

08確定交渉終結

11月28日、地公労確定交渉及び教育局確定交渉が終結し、県内教職員の賃金、勤務条件等が確定しました。埼玉教組は7度にわたる交渉と連日の予備交渉にのべ1000名以上の組合員が県内各地から参加。当局を相手に、粘り強くすべての教職員の勤務条件向上のために努力を重ねました。その結果、全国的に賃金カットなどの嵐が吹きさぶ中、私たちは多くの成果をあげました。

地域手当1%増 4月に遡る!!

- ### 主な交渉成果
- ① 地域手当全県一律1%増(4月に遡及)平均5万7千円年末支給
 - ② 日額特殊勤務手当(修学旅行・部活等)の増額(10月に遡及)(部活動4時間程度1200円↓2400円、修学旅行等1700円↓3400円)※額は予定
 - ③ 勤務時間短縮(7時間45分)国実施に合わせて導入(詳細は継続交渉)
 - ④ 持ち家手当の減額阻止
 - ⑤ 当局提案、一時金役職段階加算の値下げ等4項目の阻止
 - ⑥ 市町村における「週休日等の割り振り変更簿」導入に向けて、県教委が各市町村の教育長に足を運び、直接、趣旨を具体例を示し、導入を促進させる
 - ⑦ 事務職給料表、栄養職員給料表の号級継ぎ足しを人事委員会に要望し、再来年度の実施をめざす
 - ⑧ 週休日における部活動指導、振替時間を月24時間から32時間に拡大
 - ⑨ 教育局提案のD評価教員の勤勉手当0.15月減額については阻止

羅針盤

ある小学校で一人の女の子が小学校に入学した。黒いランドセルで登校すると、子どもたちから「女なのになぜおまえだけ黒色なのか」と嫌がらせを受け、その子はどうとう学校に行けなくなってしまう ▶実はその黒いランドセルには訳があった。3歳上のお兄さんが小児ガン

におかれ、そのランドセルを背負って学校に行けたのはわずか1回。そして亡くなったのだった ▶入学に当たって、保護者は新しいものを買おうと勧めたが、「この黒いランドセル背負って、私、学校へ行く。大好きなお兄ちゃんと一緒に学校へ行く」と妹が強く望んだのだという ▶転校をよぎなくされたのだが、新しい小学校の担任は丹念に保護者に話を聞き、会議で「これは

貴重な学習教材ではないか。学校をあげて、このことにつながるとりくみしよう」となった。その女の子は黒いランドセルを背負い学校に通っているという ▶02年6月28日の毎日新聞を参考に話された大阪教育大学の園田先生の講演報告(共同教「であい」560号)から引用させていただいた ▶一人ひとりの子どもを大事にする教育実践に私たちは学びたい。

地公労及び教育局確定交渉を終えて

座談会：役員 (Aさん、Bさん、Cさん)・編集部

今年度の成果



編集部：今回、出された主幹教諭の問題点を教えてください。

A：人事委員会の勧告を受けて、当局側が「管理規則を変えて、教頭と教諭の間に位置づけて、(特2級の給料表を新設)校長から命じられた校務を整理する範囲で教諭等に対して指導助言あるいは指示をできる」と文科省の言い方で提案しました。度重なる交渉で、問題点を指摘して論議した中、県教委は次のように回答しました。「①校長や教頭が行使する服務監督権や包括的な指導監督権を持つことはないで、管理職とは異なる。②主幹教諭は、担当する校務について課題を明確にし、解決に向けた計画、立案、進行管理など調整や、意思決定を迅速かつ的確に行うための校務分掌間の調整、その他、学校の課題解決に向けた取組のリーダーとして学校運営を円滑にする役割③職務を遂行するにあたっては、教職員個々の自発性、創造性が発揮されるとともに、教職員相互の信頼と協力のもとに教育活動が展開され、教育効果が高められるように努めることが必要で上意下達といわれるような一方的な押しつけは、調和のとれた学校運営にはなじまない。④主幹教諭の設置に際しては、校長、教頭をはじめ主幹教諭として登用される者に対し、この趣旨を十分に指導する」と。しかし、私たちは納得しませんでした。

B：来年度は県全体で主幹教諭をどのくらい配置する予定なのですか？

A：小中学校は1200校余ありますが、名簿登載者はその半分もいません。高校など県立学校も180校ありますが、登載者は150名くらいです。とても全校配置はできない状況です。主幹教諭は教務主任の仕事をする人が多いと思われませんが、主幹教諭は教務主任をすることができません。主任は教諭をもって充てると規則にあるからです。教務主任を教諭がして、別の席に主幹教諭がいるということも考えられますが…。

主幹教諭を根付かせないとりくみを

編集部：08年度確定交渉が終了しました。初めに本年度の交渉の成果、課題を上げてください。

A：今年の地公労交渉の成果としては、全国的に特例減額や賃金・手当カットの嵐が吹き荒れる中にもかかわらず、賃金・手当部分について、減額されることなく、逆に県人事委員会が勧告した地域手当が全県一律で四月に遡って1%増を勝ち取れたことが大きい。県議会を通れば、年末に平均5万7千円余支給されます。月額では4,228円増えます。また、当局提案として出された一時金の役職段階加算の「10パーセントを5パーセントに減額」、「D評価の教員の勤勉手当を0.15%下げる」等を今回、撤回させることができたことも成果として上げられます。労働時間の短縮も大きいです。

B：また、日額特殊勤務手当といわれる修学旅行引率や部活動を4時間程度行ったときなどに支給される手当もほぼ倍額になります。事務職員、栄養職員などの号級継ぎ足しを行うことを約束させることができたのも成果でしょう。まだ週休日等の割り振り変更簿導入をためらっている市町村に対して、県教委が不退転の決意で導入に向けて行動を起こすことを言明させたことも成果です。

課題としては、全国的なレベルでの義務教育教員等特別手当が来年1月から0.8%減額されること、具体的には平均2,666円減額になります。主幹教諭という名の新職が導入されてしまうことなどが問題点としてあります。

B：東京都立学校では管理規則で「主幹教諭は、担当する校務について、所属職員を監督する」とありますが、埼玉県は「監督」という言葉は使わないとしています。しかし、それにしても、教頭試験を通った名簿登載者を主幹教諭に充てるというのですから、中間管理職的になってしまう恐れが多分にあります。ベテランの教職員を職場の推薦を受けて充てるとういう制度なら教職員の待遇改善につながり、制度のありかたについても考える余地があるのですが、当局はそういうことは考えていません。

A：こういう例があります。ある小学校で一生懸命に教務主任をやっているA先生がいます。この方は立派な先生で人望があり、信頼されています。一方、その職場に教頭名簿登載者のB先生がいて、B先生は教頭候補者研修などで学校を空けることが多く、職員の人望もなく、自習が多く、子どもたちからも心配されています。来年、このB先生が主幹教諭になると、教務主任は置けなくなるからA先生は教務主任をやれなくなります。こんなことがあっていいのかと心配する声現場から実際、上がっています。こういう例はいたるところであるでしょう。

編集部：主幹教諭を置いたところは教員の加配をするという話を聞きましたが、A：文科省は今年4月の「主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配定数の活用にあたって」という文書で、「加配は、主幹教諭が配置される学校で主幹教諭の担当授業時数を軽減し、その機能が発揮できるよう教員を加配するもの」とし、「このため、単なる主幹教諭以外の教員の授業時数の減に充てないよう」という但し書きまで付けています。主幹教諭を置いた場合につくと加配の数についてもまだハッキリしていないのが実状で県教委もその点は迷走しています。

組合側の質問に対して、県教委は、「小中学校においては、基本的に主幹教諭を指定した授業時数軽減などの特別な措置は考えていませんが、国の動向も見守ってまいりたい」と答えています。

編集部：今後、主幹教諭の具体的配置やそれともなう様々な問題点について、交渉が続くわけですね。

管理職だけの優遇は職場をダメにする

第2回教育局交渉



A：さて、今回の交渉では、校長に対する教職員からの評価について、県立学校で最低10校で試行することが確認されましたが、「校長が自ら聞いて自己評価の参考にする」という点にとどまっております。問題です。県庁では、所属長の評価をその上位職に提出することになっており、学校現場にも同様のシステムを導入すべきです。今回の相互評価についての議論では、「適格性に課題のある校長等の取扱いに関する要綱」について、問題点が噴出しました。管理職として適格性に課題がある場合は、当然、降格させなければならないはずなのに、研修を受けさせ、それでも問題がある時、

「本人の希望による降任」を勧告するだけなのです。管理職にだけ甘い制度であり、それも、周知されておらず、校長の中にはこの制度が4月から導入されたことを知らない人が多数います。この問題点を埼玉教組では徹底して追求していきます。評価制度を部下に厳しく、管理職に甘い制度とさせては、絶対にダメです。

C：私は今年度、役員になって初めて確定交渉に参加しました。交渉で皆さんの発言を聞いて、とても勉強になりました。ふだん学校だけにいると、とてもこのような社会勉強はできません。参加して、交渉の中で、様々なものが決められていくことを知りました。今まで知らずにいたのが恥ずかしい気がしました。今後、次世代の若い組合員にもどんどん参加してもらわなければ、交渉のやりかたさえわからなくなってしまおうでしょうね。

A：様々な勤務条件は交渉で決められていくのです。労使で話し合い、合意してそれを議案にして議会に提出します。それが議決されて条例や規則になり、すべての教職員に適用されるわけです。公務員ですから、人事院交渉、県人事委員会交渉、そして、当局交渉と交渉が続きます。全国の仲間と組織をつくって連帯しているからこそ、運動が進められているのです。

誰もが健康で働き続ける職場づくりのために

B：今、若い教職員も忙しさの中で人間性が失われつつあるんじゃないかなと心配です。交渉で、労働安全衛生体制についても議論しています。

C：小学校の養護教員で衛生推進者にさせられて、責任だけ負わされて困っている人がいました。

B：そう、労働安全衛生法では、各職場に衛生管理者あるいは衛生推進者を置くことが義務づけられているのですが、「衛生」という言葉の連想からか、半数近くの衛生推進者に養護教員が充てられている現実があります。管理職もあまりよくわかっていないのです。衛生推進者には、施設、設備等の点検及び使用状況の確認や結果に基づく必要な措置、職場のメンタルヘルス対策等の仕事があります。それらは管理職が責任をもって行う義務があるでしょう。また、小中学校において、衛生推進者の配置率が一昨年度から昨年度にかけて減少していることも大きな問題です。若い人が、自分たちの働き方を見つめ、問題点を整理し、要求を行い、交渉で一歩ずつ解決させていくことが求められます。

C：そうですね、組合の多岐にわたる要求書に対して、当局側は責任ある回答を重ねていきます。教職員が条件整備や勤務条件改善のために道理ある要求をし、改善を図っていくことが求められます。そのためには自ら埼玉教職員組合に入り、組織の一員として運動に参加していく必要がありますね。

A：組合は組合員の支払う組合費やカンパという資金と組合員の行動・働きとで成り立っています。なんらかの理由で活動に参加できない人も、ボーナスカンパや平和運動カンパなど、資金面で応援することが大切だと思います。



交渉に参加する組合員

全国的な教員賃金削減攻撃を許すな！

全国的な公務員賃金削減の中で既に37の道府県において財政難を理由に独自の削減が実施されています。(例：北海道、給料月額7.5%減額。岡山県、給料月額7.0%減額等) 国は人材確保法の廃止を含めた教員賃金の見直しを検討し、義務教育等教員特別手当(給料月額の3.8%相当)を0.8%削減し、今後も毎年削減し、2011年1月からは1.4%相当とすることを目論んでいます。私たちは、①人材確保法の趣旨を正しくふまえた給与措置 ②教職調整額の時間外勤務手当化 ③勤務実態調査をふまえた概算要求等を要求して運動を進めています。

組合員の参加で働かざる職場を

第3回 日中韓平和教材実践交流会Ⅲ

② 韓国の場合 「安重根義士の授業」から

教文部長 中條克俊

韓国 KFTA のチョ・ウンギョさん「安重根義士の授業」のレポートの討論の中で、安重根による発射は「伊藤博文一人の射殺を意味するのではなく日本の帝国主義打倒を意味する」と教えているという報告があった。なるほど、韓国ではこのように教えているのかと改めて思った。意見交換のところ、私は日本の植民地支配の授業で「韓国では人物の射殺ではなく、日本の帝国主義を射殺したと教えているけれど、あなたたちはどう思う？」と投げかけた「と発言した。しかし、その場で語り足りなかったことがある。

私の授業では、安重根一人を取り上げて教えることはなかった。導入で、安重根と柳寛順の記念切手を子どもたちに見せて「この人は誰？」と投げかける。なんだ、なんだとなったところで、1909年ハルビン駅頭での安重根による伊藤博文射殺の事実を伝える。その時点で、安重根は韓国独立に向けての義士となり、英雄となり、彼の功績は顕彰され記念切手となった。そして、私は授業の重点を柳寛順に移しはじめる。日本の朝鮮植民地支配に生命をかけて闘い、1919年の3・1独立運動に参加した柳寛順は自らの主張の正しさを訴え、西大門の「独立のた

め独房で短い人生を終えた。しかし、彼女の背後には多くの韓国民衆の連帯があり、闘いがあった。結果的には日本軍に徹底的に弾圧されるが、植民地解放に向けての粘り強い闘いは続いた。そしてこの闘いは日本に住む在日留学生が東京神田のYMCAに集まって独立を要求する宣言書と決議文(1919年「2・8独立宣言」)を発表し、日本政府に通告したことから大きなうねりがつくられたことに注目したい。その民衆の連帯、民衆のたたかいがあつての植民地解放闘争であつた。まさに民衆が歴史を作つてきたと言えよう。この抗日運動、朝鮮民衆の闘いの歴史を語るには、安重根よりも柳寛順の方が教材化しやすい人物と言えるが、いかがであろうか。もちろん日露戦争後の抗日義兵闘争では多くの朝鮮民衆が連帯して闘い、安重根も義兵将のひとりで義兵闘争に積極的に参加した。しかし、その教材化はわたしには難しかった。韓国で行われた授業での中学生・高校生のアンケートにもその難しさは表れていたといえよう。「安重根義士による1909年の伊藤博文暗殺事件についてどう思いますか？」という問に対して、70.0%は「独立のため当然のこと」と回答しているが、「独立のた

めとはいえ、非武装の人間を狙撃したことは誤りである」が14.5%、「いかなる理由であれ命を奪つたことは誤りである」が9.0%となった。つまり、23.5パーセントが「誤り」だと回答していることは何を意味しているかである。子どもたちは、人道的に許されないと思っていたのであろう。このことは、「テロをどう教えるか」という問題にぶちあたるであろう。また、女性史の視点からも独立運動に立ち上がった朝鮮女性の歴史をどう教えるかという課題もある。

さて、人物学習という分野がある。この人物学習の問題点は、人物がある種シンボライズされ美化されてしまうことである。戦前・戦時中に美化された人物はどうであつたか。日露戦争のときの軍人であつた乃木希典と東郷平八郎はその功績を讃えられ「軍神」となるや「乃木神社」「東郷神社」が建てられた。学習指導要領で挙げられている人物を見てみよう。日本の侵略戦争に批判的であつた人物はただ一人もいない。歴史は言うまでもなく、民衆の連帯があつて動いてきた。ひとりの人物の民衆への影響はどうであつたのか。そのことを問い直さねばならないであらう。

(次号に続く)

必要な保障、教職員共済生協でそろえませんか？

新・終身共済 死亡・高度障害を一生涯保障! 掛け捨てではありません。

(終身生命共済)

月払型 と 一時払型 があります

※共済金額2,000万円までご契約いただけます(基本契約・特約含む)。※解約した場合には解約返戻金が支払われ、以後の保障はなくなります。

ご契約例 / 月払型

基本契約:500万円 定期生命特約:1,000万円
40歳 男性の場合 月払掛金 / 17,480円
 (払込期間20年間 / 払込累計額 4,195,200円)
 払込終了時まで月払掛金は変わりません

定期生命特約 **1,000万円** (60歳まで)

基本契約 **500万円** (生涯保障)

解約返戻金の推移

60歳	3,517,050円
80歳	4,399,850円

ご契約例 / 一時払型

基本契約:300万円
40歳 女性の場合 一時払掛金 / 1,575,480円

基本契約 **300万円** (生涯保障)

解約返戻金の推移

3年後	1,597,590円
5年後	1,645,290円
10年後	1,769,280円

ご契約後3年以上たつと、解約返戻金が払込額を上回ります

※ご契約後短期間で解約された場合は解約返戻金が払込金額を下回ります。※ご契約例は2008年10月現在の掛金に基づき作成されています。

教職員共済 お問い合わせは、お気軽にどうぞ
 教職員共済生活協同組合 埼玉県支部 TEL 048-823-4055 FAX 048-823-4056